

保育間伐作業業務委託仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、令和8年度大沼山市有林保育間伐作業業務委託の実施について定めたものであり、特別な指示を行う場合を除き、この仕様書に準じて作業を行うものとする。

(間伐作業)

第2条 間伐の作業方法は下記のとおりとする。

(1) 造林木の間伐については、次のものから優先的に伐倒すること。

ア 病虫獣害・風雪害等の被害木

イ 形質の悪い木（被圧木、損傷木、曲又木、傾倒木等）

ウ 優れた木に接近している劣勢木

エ 小径木

ただし、伐倒しても林分構成上支障がないものに限る。

(2) 設計書に記載された間伐割合に従って間伐すること。ただし、著しく立木密度の低い箇所等については、発注者の指示により状況に応じた間伐割合とすること。

(3) 伐高は地際から概ね20cm以内とすること。

(4) 伐倒に当たっては、残存木に損傷を与えないこと。

(5) なるべく残存木の枝に損傷を与えないこと。

(6) 伐倒木は、林内の歩行に支障のないように枝払い、玉切り等を行い、斜面に対し平行に存置する等して土砂及び林地残材の流出防止を図ること。

(7) 作業に当たり除雪が必要な場合は受注者において対応すること。

(着手届及び現場責任者通知書の提出)

第3条 受注者は、作業に着手する前に発注者に対し、着手届を提出する。また、受注者は、業務の履行に当たり現場責任者を定め、作業着手時には速やかに現場責任者通知書を提出すること。

(現地写真の撮影及び提出)

第4条 受注者は、作業の施行地ごとの現地写真を別紙「写真撮影基準」に基づき撮影し、作業完了後速やかに提出する。

(社会保険等)

第5条 本業務の実施にあたっては、次のとおり、作業員の安全及び適正な就労環境の確保に努めるものとする。

(1) 受注者は、本業務に従事する作業員について、労働関係法令に基づき加入を義務付けられて

いる労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金共済制度（林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又は建設業退職金共済制度のいずれか）に適切に加入させること。なお、社会保険等加入状況調査表（様式第1号）においては、平均点数23点以上を確保すること。

(2) 作業完了後には、本業務に従事した作業員の社会保険等加入状況調査表（様式第1号）を提出すること。

(3) 前各号に係る社会保険等の加入状況を確認するため、加入の証拠書類を整備し、作業員の出勤表と併せて作業完了後に提出すること。

（その他）

第6条 作業時に市の財産及び第三者に損害を与えた場合には、受注者の責任と費用負担において対応すること。また、この仕様書によりがたい場合は、その事由を申し出て指示を受けること。